

○江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日告示第 2 号
改正令和 3 年 2 月 1 日告示第 4 号
改正令和 4 年 3 月 31 日
改正令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江北町空家等の適切な管理に関する条例（平成 24 年条例第 17 号。以下「条例」という。）に基づき、予算の範囲内において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定による助言若しくは指導又は法第 22 条第 2 項の規定による勧告に従って特定空家等の除却を行う者が、資力不足等経済的な理由により処置が行えない所有者等に対して、江北町特定空家等除却事業費補助金を交付することとし、この補助金の交付については、江北町補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の要件)

第 2 条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、江北町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員は除く。

- (1) 対象となる建物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（法人を除く）
- (2) 前号に規定する者の相続人である者
- (3) 第 1 号及び第 2 号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者
- (4) 当該物件及び所有者等の固定資産税等の町税に滞納がないこと

2 第 1 項第 3 号については、同意をした者が、前項の要件を満たす場合に限る。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(対象となる建物)

第 3 条 補助金の交付の対象となる建物は、江北町内に存し、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 木造建築物（一部の軽量鉄骨造も含む。）であって住宅地区改良法第 2 条第 4 項に規定する不良住宅であること。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 建物に所有権以外の物権の設定がある場合において、権利者全員から補助対象建築物の除却についての同意を受けたものであること。
- (3) 建物が、複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象建築物の除却についての同意を受けたものであること。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第 1 号）の提出出来るものについては、この限りでない。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象工事（以下「補助対象工事」という。）は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 佐賀県内に住所を置く法人又は個人事業者に請け負わせる工事であること。
- (2) 建設業の許可などを受けた者に請け負わせる除却工事であること。
- (3) 建築物のすべて若しくは一部を除却する除却工事であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象経費（消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対しては消費税を除く額をいう。以下「補助対象経費」という。）は、江北町空家等の適切な管理に関する条例施行規則第7条に定める経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請者は、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画書（様式第3号）
- (2) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (3) 補助対象者が本補助金の交付申請手続を他の者に委任する場合は委任状
- (4) その他町長が特に必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者が補助対象工事完了後の跡地を、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (2) その他町長が特に必要があると認める事項。

（交付の決定）

第9条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（補助目的に影響を及ぼさない程度の軽微な変更を除く）
 - (2) 補助対象経費の額の変更により、補助金の額の変更が見込まれるとき。
 - (3) その他補助目的の達成に影響を与える変更があるとき。
- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、補助金交付変更承認通知書（様式第6号）により交付の決定の内容を変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請年度内に工事が完了できず、実績報告書が提出できないことが判明したとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) その他補助目的の達成が困難であることが判明したとき。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、事業完了後に補助事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真（着工前及び成工後）
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第10号）
- (4) 工事代金領収書の写し
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は補助金額の額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第11号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 申請者は補助金額の額の確定通知を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、申請者に一括して補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令、規則又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 前条の場合において、町長は、当該取消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、返還すべき額及び返還期限を定め、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(跡地の寄附)

第17条 第8条に定める跡地の適正な維持管理が困難な場合、次の要件を満たす場合に限り、江北町に対し寄附を申し出ることができるものとする。

- (1) 江北町に寄附ができること。
 - (2) 土地に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
 - (3) 寄附後に維持管理に支障を来すおそれがないこと。
 - (4) 寄附後に災害防止等の措置が必要でないこと。
 - (5) 寄附後に維持管理に係る地域住民等の同意が得られ、地域において有効活用ができること。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項による跡地の寄附の申出に係る手続きは、江北町寄附採納事務取扱規程（平成28年3月1日江北町規程第1号）に準じるものとする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

江北町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

⑩

私は、江北町特定空家等除却事業費補助金の実施にあたり、下記物件にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

1. 住宅の所在地 江北町
2. 建物の所有者又は管理者氏名
3. 所有者との続柄

以 上

※印は実印とし、印鑑証明を一部提出してください。

(表面)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

年 月 日

江北町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

江北町特定空家等除却事業費補助金交付申請書

江北町補助金等交付規則第 3 条及び江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、江北町特定空家等除却事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の確認のため、佐賀県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされる場合があることを承諾するとともに、申請内容の確認及び他の補助制度の活用状況について、町長が関係機関へ調査することに同意します。

補 助 金 の 名 称	江北町特定空家等除却事業費補助金
補 助 対 象 建 築 物 の 所 在 地	地名地番：江北町
補助事業の対象工事費	円
交付申請額の算出方法	<u>補助対象経費</u> (円 × 0.5 = 円 (①) <u>補助上限額</u> 500,000 円 (②)
交 付 申 請 金 額	円 (①又は②のいずれか少ない額の 1,000円未満を切り捨て)
補 助 事 業 の 実 施 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
他の制度等に基づく 補助金の申請の有無	☐ 有 ☐ 無

(裏面)

添付書類	☐ 工事計画書 (様式第 3 号) ☐ 工事見積書 (内訳明細の付いたもの) ☐ 委任状 ☐ その他 () [以下は必要に応じて添付] ☐ 床面積求積図 ☐ 平面図 ☐ その他 ()
------	---

誓 約 事 項

- ① 私は、「江北町暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 1 号)」 (以下「暴力団排除条例」という。) に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) (暴力団員が役員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 9 条第 15 号ロに規定する役員をいう。) となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

工事計画書

発注者 (申請者)	住 所： 氏 名：	
建築物の概要	地 名 地 番：江北町 建 築 年 次： 年建築 用途（種類）： ☐ 戸建住宅 ☐ 長屋住宅（ 戸） ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 ☐ その他（ ） 建 築 面 積： m ² 延 べ 面 積： m ² 階 数： 階 構 造： 造 建て 門・塀の有無： ☐ 有・ ☐ 無	
工事の概要	☐ 建築物のすべてを除却 門・塀の除却（ ☐ 除却する・ ☐ 除却しない） ☐ 長屋住宅の一戸を除却 ※長屋住宅の一戸を除却する場合は、除却を行う箇所の 図面を添付してください。	
受注予定者 (施工予定者)	本店所在地 又は住所	
	商号及び代 表者名又は 個人氏名	
	許可番号 (登録番号)	☐ 建設業許可 ☐ 国土交通大臣 ・ ☐ 佐賀県知事 (ー) 第 号 (工事業) 主任（監理）技術者の氏名： ----- ☐ 解体工事業登録 佐賀県知事 登内ー 第 号 技術管理者の氏名：
		担当者名
	連絡先	
工事見積額	金 円 ※消費税相当額を除く	
予定工期	年 月 日 ～ 年 月 日	

第 年 月 日 号

様

江北町長

江北町特定空家等除却事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、江北町補助金等交付規則第 5 条及び江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補助金の名称	江北町特定空家等除却事業費補助金
交付決定金額	円
交付の条件	(1) 補助金の交付の決定を受けた者が補助対象工事完了後の跡地の所有者である場合には、その跡地を、周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。 (2) その他

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

江北町長 様

（申請者） 住所
氏名

江北町特定空家等除却事業費補助金交付申請変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった江北町特定空家等除却事業費補助金申請の内容を変更したいので、江北町補助金等交付規則第 6 条及び江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、関係書類を添付して申請します。

交付決定年月日	第 号 年 月 日
補助事業の変更の内容	
変更の理由	
交付決定額	円
変更後の交付申請額	円
添付書類	☐ 変更後の工事計画書（第 3 号様式） ☐ 変更後の工事見積書の写し ☐ その他（ ）

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 年 月 日

様

江北町長

江北町特定空家等除却事業費補助金交付変更通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した江北町特定空家等除却事業については、江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

事業の名称	江北町特定空家等除却事業
事業の変更の内容	
変更の理由	
変更後の交付決定額	円
交付の条件	

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

江北町長 様
(申請者) 住所
氏名

江北町特定空家等除却事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった江北町特定空家等
除却事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、江北町特定空
家等除却事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により申請します。

交付決定年月日	第 号 年 月 日
事業中止（廃止）の理由	1．年度内に事業が完了しないことが判明したため 2．補助対象工事を中止（廃止）するため 3．その他（ ）
交付決定額	円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

第 年 月 日 号

様
江北町長

江北町特定空家等除却事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した江北町特定空家等除却事業については、江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり承認します。

事業の名称	江北町特定空家等除却事業
事業中止（廃止）の理由	
中止（廃止）前の交付決定額	円

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

江北町長 様

（申請者） 住所
氏名

江北町特定空家等除却事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた江北町特定空家等除却事業が完了したので、江北町補助金等交付規則第 8 条及び江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

補助事業の名称	江北町特定空家等除却事業
交付決定額	円
精 算 額	円
補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	(1) 工事請負契約書の写し (2) 工事完了写真（着工前及び成工後） (3) 工事を行った者の工事完了証明書（様式第 1 0 号） (4) 工事代金領収書の写し (5) その他

様式第10号 (第12条関係)

工事完了証明書

1. 工事発注者 住所
氏名

2. 工事場所 江北町

3. 工事内容

☐ 建築物のすべてを除却
門・塀の除却（☐除却した・☐除却していない）

☐ 長屋住宅の一戸を除却

※長屋住宅の一戸を除却した場合は、除却を行った箇所の図面を添付してください。

4. 工事期間 工事着手日 年 月 日
 工事完了日 年 月 日

上記のとおり建築物を除却したことを証明します。

年 月 日

工事施工者
所在地（住所）
商号及び代表者名（個人氏名）
連絡先

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

江北町長

江北町特定空家等除却事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、江北町補助金等交付規則第 9 条及び江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

交付決定年月日	
補助事業の名称	
補助金の交付決定金額	
補助金の交付確定金額	

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

江北町長 様

（申請者） 住所
氏名

江北町特定空家等除却事業費補助金交付請求書

江北町特定空家等除却事業について、江北町補助金等交付規則第 1 0 条第 2 項及び江北町特定空家等除却事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

交付決定年月日	第 号 年 月 日	
補助金の交付決定金額	円	
補助金の交付確定金額	円	
交付請求金額	円	
振 込 先	金融機関名 及び店舗名	
	預金種別	普 通 ・ 当 座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義	

債権者と口座名義人が異なる場合は、名義人への領収権の委任とします。
※交付決定年月日は、当初の決定通知書の年月日を記入してください。
※必ず通帳のコピーを添付すること。
(口座番号、口座名義カナ、金融機関名、支店名が確認できるもの)
※交付決定年月日は、当初の決定通知書の年月日を記入してください。